

根拠提示型 消防同意審査AI（株式会社bizテック）

会社URL <https://biztek.co.jp/>

技術の概要

- ✓ 建築確認に伴う消防同意の審査を支援するAI。
- ✓ 申請図書（平面図など）を消防法令と各消防本部の審査基準と照合。
- ✓ 確認が必要と思われる箇所を根拠となる条文とともに提示。
最終的な判断は、これまでどおり職員が実施。

消防業務での活用イメージ（想定）

- ✓ 申請図書を登録すると、設備ごとの要否、不適合の疑い、要確認の項目を一覧化。
- ✓ 指摘には必ず根拠の条文を付与。必要に応じて、照会文の下書きも作成可能。
- ✓ 職員の作業は、「ゼロから調べる」から「AIの指摘を確かめる」に変化。
判断そのものは職員が実施。

想定している連携内容と消防本部

- ・消防の現場運用に関する情報共有
須賀川地方広域消防組合
- ・実証事業への参加に向けた意見交換
太田市消防本部、堺市消防局、下関市消防局

DEMO
根拠提示型
消防同意審査AI

〇〇消防本部 | 本日 令和8年8月10日（月） | 予防課 審査担当 山田

● 庁内サーバで稼働 | 国産モデル / 庁外送信なし | デモ用サンプル

消防同意
案件一覧
建築主事等から同意を求められた案件を表示しています。

審査中
8件

期限まで3日以内
2件

今月の同意件数
41件

受付番号	物件名	用途	延べ面積	受付日	同意期限	状態
令08-同-0417	（仮称）中央三丁目 複合ビル 新築工事	(16)項イ	2,840 m ²	8月5日	8月12日（残り2日）	未着手
令08-同-0416	△△町 共同住宅 新築工事	(5)項ロ	1,180 m ²	8月5日	8月12日	審査中
令08-同-0415	□□工場 増築工事	(12)項イ	3,420 m ²	8月7日	8月14日	審査中
令08-同-0412	◇◇会館 用途変更	(1)項ロ	640 m ²	7月30日	8月6日	同意済
令08-同-0410	××保育所 新築工事	(6)項ハ	890 m ²	7月29日	8月5日	同意済

新規案件を登録する

DEMO
根拠提示型
消防同意審査AI

〇〇消防本部 | 本日 令和8年8月10日（月） | 予防課 審査担当 山田

● 庁内サーバで稼働 | 国産モデル / 庁外送信なし | デモ用サンプル

令08-同-0417 / 基準日 令和8年8月5日
（仮称）中央三丁目 複合ビル 新築工事

△ この画面は判断ではありません。確認が必要と思われる箇所と、その根拠をお示しするものです。同意・不同意の判断は審査担当者が行ってください。

2件 不適合の疑い

2件 要確認

6件 指摘なし

処理時間 4分38秒

申請図書から読み取った内容

用途区分
(16)項イ 複合用途防火対象物 [令別表第一](#)

1階 物品販売店舗（(4)項）
2-3階 飲食店（(8)項ロ）
4-5階 事務所（(15)項）

延べ面積
2,840 m²
建築計画概要書 P.2

階数・構造
地上5階/地階なし/耐火構造
断面図 P.14

収容人員
318人
各階平面図から算定

無応答 要確認
3階が該当します [規則第5条の5](#)
平面図 P.9（3階の床面積 558 m²） / 根拠を確認できます

消防用設備等の判定

設備	要否	申請図書	判定	根拠
消火器具	必要	記載あり	適合	令第10条
屋内消火栓設備	必要	記載あり	不適合の疑い	令第11条
スプリンクラー設備	不要	—	—	令第12条
自動火災報知設備	必要	記載あり	要確認	令第21条
避難器具	必要	記載なし	不適合の疑い	令第25条
誘導灯	必要	記載あり	適合	令第26条
排煙設備	不要	—	—	令第28条
連結送水管	不要	—	—	令第29条
非常コンセント設備	不要	—	—	令第29条の2

消防法令・火災予防条例および〇〇消防本部の審査基準に照らして確認しています。
「不適合の疑い」「要確認」の項目は、本文名をお選びいただくと根拠を表示します。

一覧に戻る

照会文を作成する